

高松市公設花き地方卸売市場場内秩序保持及び市場への出入り等に関する要領

高松市公設花き地方卸売市場（以下「市場」という。）の適正かつ円滑な運営を保持するための市場内の秩序保持及び市場への出入り等については、高松市公設花き地方卸売市場業務条例（平成27年3月25日高松市条例第2号。以下「条例」という。）第73条、第74条及び第75条に定めるもののほか、この要領によるものとする。

1 入場者の規制

市場内に入場する者は、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 取引参加者及び出荷者が、車両で入場するときは、市長が交付する車両入場許可証（要領様式1）を車両の正面に表示しなければならない。又は身分を証明するものを守衛等に提示しなければならない。
- (2) 市場内に駐車する車両は、指定する場所以外に駐車してはならない。
- (3) 運送業者、その他の者及び開場日以外に出入りする者は、守衛等に申し出て、その指示に従わなければならない。
- (4) 市場内を走行する車両の速度は、時速15km以下とし、常に安全を確認して走行しなければならない。
- (5) 市場内において自動車は、駐車場を横断若しくは縦断し又は警笛をみだりに鳴らしてはならない。

2 車両入場許可証

車両入場許可証（要領様式1）には、業種、売買参加者及び買出人については、届出番号を表示するものとする。

3 車両入場許可証の交付

- (1) 車両入場許可証の交付は、アからウの区分に応じて交付の手続きを行うものとする。
 - ア 条例第29条の規定により高松市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第21条の届出をした売買参加者、条例第31条の規定により規則第23条の届出をした買出人が車両で入場するときは、車両入場許可証交付申請書（要領様式2）を市長に提出しなければならない。その交付決定をしたときは、市長は速やかに車両入場許可証（要領様式1）を交付するものとする。
 - イ 出荷者が、車両で入場するときは、原則、車両入場許可証交付申請書（要領様式2）を市長に提出しなければならない。その交付決定をしたときは、市長は速やかに車両入場許可証（要領様式1）を交付するものとする。
 - ウ 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者から市場の運営上必要があり車両入場許可証交付申請書（要領様式2）の提出があった場合で、交付決定をしたときは、市長は車

両入場許可証（要領様式1）を交付するものとする。

4 変更等の届出

- (1) 車両入場許可証の交付を受けている者で、申請書の内容に変更があった場合は、車両入場許可に係る変更等届出書（要領様式3）を遅滞なく市長に提出しなければならない。
- (2) 入場者が交付を受けた車両入場許可証を紛失又は損傷により当該許可証の再交付を受ける場合には、車両入場許可証再交付申請書（要領様式2）に損傷した車両入場許可証を添えて、市長に提出しなければならない。また、紛失又は損傷により返還できない場合は、申立書（要領様式4）を提出しなければならない。
- (3) 車両入場許可証を使用しなくなった場合は、遅滞なく車両入場許可証に係る変更等届出書（要領様式3）を市長に提出し、車両入場許可証を返還しなければならない。また、紛失又は損傷により返還できない場合は、申立書（要領様式4）を提出しなければならない。

5 禁止行為

条例第75条第1項の市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 他人から物品を窃取すること。
- (2) 暴行、傷害、詐欺、横領又は脅迫等の行為を行うこと。
- (3) 他人の売買取引を故意に妨害すること。
- (4) ごみ類を不当に持込み投棄すること。
- (5) 建物及び器物を損傷すること。
- (6) 落書等により施設を汚損すること。
- (7) 許可なく市場施設にポスター、ビラ等を貼付すること。
- (8) 許可なくたき火等、火気を使用すること。
- (9) 危険物を持込み、又は使用すること。
- (10) 市場内での洗車及び使用許可を受けていない共用の水栓を使用すること。
- (11) 立小便等不衛生な行為をすること。
- (12) 運搬車等を所定の場所以外に放置すること。
- (13) せり業務中、買出人その他当該業務に関係のない者が卸売場に立入ること。
- (14) 許可なく卸売場内に自動販売機等を設置すること。
- (15) この要領に違反し、又は市職員及び守衛等の指示に従わないこと。
- (16) 指定した喫煙所以外で喫煙すること。
- (17) 買受人が、卸売業者又は仲卸業者から買い受けた物品を、長時間放置すること。
- (18) 近隣住民に配慮しない行動すること。

(19) 上記の行為に付随する市場秩序を乱す行為を行うこと。

附 則

この規則は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に車両入場許可証の交付を受けている者は、この要領による交付を受けた者とみなす。